

全国手をつなぐ育成会連合会「第5回権利擁護セミナー」が
富山県で開催され、320名のご参加がありました!!



手をつなぐ
とやま

第163号

富山県手をつなぐ育成会
富山市安住町5-21
富山県総合福祉会館内
TEL 076-441-7161
FAX 076-441-7255
mail toikusei@minos.ocn.ne.jp
HP http://toyamaikusei.jp/
発行責任者
平野 幹夫

みなさんの会報です
よく読みましょう

ひとりひとりが
考える
実践活動



みんなで楽しく、
本人活動部会



研修会 <障害のある人の「暮らし」と「お金」>
将来に向けての備えや、
今、使える制度について学びました



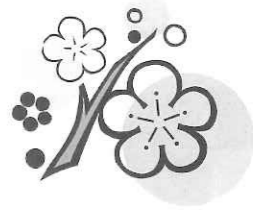
第163号 目次

新年のごあいさつ	2P
全国手をつなぐ育成会連合会 「権利擁護セミナー」	3~5P
東海北陸手をつなぐ 育成会大会(岐阜大会)	6・7P
「障害のある人の 暮らしとお金」研修会	8・9P
グループホーム見学会	10P
警察プロジェクト報告	11P
学齢期部会研修会	12P
施設部会合同研修会	13P
本人活動部会 「わたしの、じまん！」	14P
生活サポート協会から	15P
育成会の動き	16P

新年のごあいさつ



理事長 四方正治



— あなたです！ 差別するのにも されるのにも —

新年明けましておめでとうございませう。

皆様方には、心新たな気持ちで新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素から、育成会活動に力強いご支援、ご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、昨年は、全国手をつなぐ育成会連合会として3回目となる全国大会が、神奈川県横浜市で開催されました。

分科会や本人大会等を通じ、大会テーマの「誕生した大切な命だから、一人ひとり充実した人生を！」への思いが共有され、共に手をつなぐで、共生社会づくりを進めていく決意を新たにす大会となりました。

障害者総合支援法の施行3年後の見直しについては、昨年5月に法改正がなされ、平成30年4月施行に向け、就労定着や高齢障害者支援の拡充などの準備が進められます。

さらに、障害者の権利擁護の推進については、障害に関する法的整備を踏まえ、我が国も国連の障害者権利条約を批准し、昨年4月から、障害者差別解消法の施行、本県においても、障害者の人権を尊重する条例が施行されました。

しかしながら、法律や条例ができたからといって、差別や偏見がすぐ無くなるものではありません。

昨年7月に神奈川県相模原市で起きた痛ましい事件に接して、知

的障害のある本人や家族は大きな不安と心に深い傷を受けました。障害のある人もない人も、一人ひとりがかけがえのない存在という価値観が、まだまだ浸透していないような気がします。

このため、共生社会の実現を求め、姿勢を明確に伝えていくことが肝要であると思いい、昨年10月、障害者団体と県民が一体となつて、人権や尊厳に関するメッセージを発信し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を願う県民大会を、県と育成会の共催で開催したところで

虐待が起きない環境づくりを進め、障害のある人もない人も互いに納得できるような合理的配慮の提供や生活環境の整備がなされるよう、私たちには、それぞれの地域で粘り強く働きかけていくことが求められます。

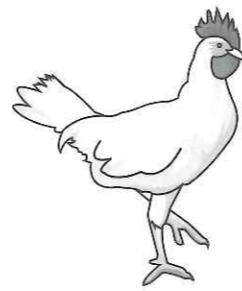
さて、平成29年度の第50回東海北陸手をつなぐ育成会大会は、富山県で開催され、県育成会の創立60周年の節目の大会となります。障害のある本人たちが日々生活

して行く中で、まだまだ多くの課題がありますが、多くの本人たちや親が参加し、自ら振り返り考える機会となるよう、期待しております。

どうか会員の皆様には、ともに手をつなぐという育成会の原点を忘れることなく、各障害者団体とも連携協力しながら、安心して暮らせる地域づくりを進めていただきたいと思ひます。

あわせて、当会としての最重点事業と考えている「あんしんサポートノート」づくりについては、引き続き活用にあつめながら、地域における支援活動や会員拡大につなげていただくよう願ひいたします。

結びに、関係各位の変わらぬご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



全国手をつなぐ育成会連合会 第5回権利擁護セミナー(富山)

平成28年11月8日(火) サンシップとやま福祉ホール

権利擁護セミナーを終えて 細川 瑞子

全国手をつなぐ育成会連合会主催の第5回権利擁護セミナーが、富山県で開催されました。当日は定員を超えるご参加があり、会場は期待と熱気で包まれました。

私が、全日本育成会の権利擁護委員会の委員になったのは、委員会ができた1997年、今から20年前です。

長く権利擁護委員会の委員をして来た者として、ようやく地元富山で権利擁護セミナーを開くことができ、会場に溢れんばかりの懐かしい会員の顔が見えた途端に、思わず目頭が熱くなりました。

権利擁護委員会では、2年ほど前から「高齢化」をテーマにした冊子を作ることになりました。

「高齢化問題」は喫緊の課題であり、富山県で初めて行う権利擁護セミナーのテーマにも相応しいと考え、全育連・権利擁護委員会・富山県育成会の賛同・協力を得て、実現にこぎ着けました。

さて、権利擁護委員会のメンバーは、弁護士や福祉関係者、そして親が中心ですが、これまで話題となった事件や、その時々の法制度や政策、そして社会の現状等により、優先すべきと思われるテーマに取組んでいます。

近年は、「みんなで見よう。考えよう『障害者虐待防止法』(2012)」、「知ってほしい・知っておきたい―知的障害と『警察』(2015)」と題する冊子を作成しました。

いずれも、「知的障害者の権利擁護」の視点から、社会への啓発と共に、親の側でも知っておく、考えておく必要がある内容を含んでいるのが、育成会冊子の特徴です。

これらの冊子の叩き台作成は、長く全日本育成会の中央相談室長を務め、全国の親が抱く不安や実態に接することの多い私が担当してきました。

今回の権利擁護セミナーで配布した「親と知的障害のある子の高齢化に向けて―取組み報告集―」も、育成会の仲間の高齢化が急激

に進んでおり、知的障害者本人の加齢も今後進むことも予想されることから、親亡き後問題が現実になりつつある今こそ、「知的障害者の権利擁護」の視点から、「親が準備できることは何か」、「親亡き後のために何をしておくべきか」をテーマにしています。

福祉サービスが格段に整って来たとはいえ、高齢化対策では、それぞれ皆さんのご家庭で考え、行動して頂かなくてはならないことが多くあります。それを考えるのに役立つ、客観的な「統計や調査結果」等を豊富に入れて、納得しやすい内容にしました。

親が、親亡き後も生きていく子どものためにできることは何でしょうか。親心を、親亡き後にも実効性のあるものにする、それが親の役割・責任かも知れません。

この報告集を手に、それぞれのご家庭で、あるいはお仲間と一緒に考え、安心して自分の老後を送り、安心して子どもを社会に託していく準備ができることを願ひいたします。



— 守る 人権 明るい未来 —

全国育成会連合会主催 第5回権利擁護セミナー(富山)
「高齢化対策、残していく子の幸せのために」
― 遺言・意思決定支援・成年後見 ―

前頁でご紹介したとおり、今回、初めて「権利擁護セミナー」が、富山で開催されました。セミナーのテーマは、「親の最大の心配事である「高齢化」や「親なき後」についてです。県内外から320名のご参加があり、今、親ができること、しておくべきことを、共に考える機会となりました。

親が子供のためにできること

はじめに、権利擁護委員の細川瑞子さんより、参加者に配布された「高齢化に向けて取組み報告集」の説明がありました。

報告集には、親が、子どものためにできることを「考えてみましょう」と、様々な情報や制度の説明、提案が盛り込まれています。親心を実効性のあるものにして、親の責任、役割である



- とし、親ができることとして、次の5点を挙げられました。
- ① 成育歴や希望について、記録を残すこと
- ② 子供に必要なお金を残すこと(親の希望も伝えること) 〓 遺言
- ③ お金が安全に管理される方策と、有効に使える道筋を付けること
- ④ 子供に後見人が必要だと思うなら、親が申立てをしておくこと
- ⑤ 社会、地域、福祉、そして仲間とつながっておくこと

細川さんは、重度の障害のあるお子さんに、最近、成年後見の必要性を感じ、申立てをされたそう

です。親亡きあとの、わが子の生活を考え、実際に準備をすることで、安心して老後を送り、わが子を社会に託していけます、という姿勢に、皆さん大きく頷きました。

「本人の希望する暮らし」と意思決定支援・相談支援

続いては、全国育成会連合会・統括の田中正博さんにより、「障害者本人の高齢化について、制度を知ってどう取り組むのか」をテーマに、講演がありました。

知的障害者の心身の機能低下は、一般より10〜20年早く、認知症も早い年齢から現れる等、加齢に伴う本人の変化が顕著であり、今後は中年期に差しかかる知的障害者が、急激に増えてくるそうです。

高齢化や親亡きあとのには、どこで暮らすのか、どんな支援を受けるのか、また65歳になると、介護サービスとの併用や移行について、よく考える必要があります。

そのような人生の大切な時に、突然、今までの暮らしが、一変したり、本人や家族の不利益が生じ



たりしないように、「本人の希望する暮らし」を実現していくためには、「意思決定支援」や「相談支援」が、今後は大きな役割を担います。重度でも、言葉がない人であっても、本人を中心に、安心感や共感に包まれた環境の中、わかりやすい情報が提供され、納得しながら選択や決定ができる。そのような仕組み作りが、ポイントとなっていくようです。

また、知的障害者は、その時の状態だけを見ても、障害が要因なのか、それとも高齢化や認知症が要因なのか、判断が難しいため、本人が一番元気だった時の状態をベースとして、記録に残しておくことが大切であると、お話しされました。

記録を残し、暮らしぶりから変化を把握すること、将来の見通しを立てておくこと等、ここでもまた、親ができることが示されました。

高齢化対策、各地の取組み

午後からのシンポジウムでは、各地での高齢化への取組みについて、関哉直人さん(弁護士・全育連権利擁護委員)のコーディネーターにより話し合わせ、シンポジストには、全育連・権利擁護委員としても活躍の3名の方が、登壇されました。



向井太太さん(福岡県福岡市)は、親・専門職の立場から、高齢化対策として、保護者の現状を把握し、まずは「生活相談窓口」を設置された経緯をお話しされました。

権利擁護センターの運営委員長である松井美弥子さん(兵庫県宝塚市)は、育成会と、様々な関係

機関が連携して立ち上げた「法人後見センター」の現状と課題を、お話しされました。

村山園さん(千葉県市川市)は、地域に向けて幅広く様々な啓発活動を推進されています。今回は、地域の福祉について、わかりやすい事例を用いて問題提起しながら、親ができること、地域にお願いしたい事をお話しされました。

それぞれの取組みは、わが子に限らず、同じ地域で暮らす障害のある人や、そのご家族の将来を思っている活動であり、「育成会」という組織で共に考え、実行していくヒントをいただいたように感じました。

同じ親同士だからこそわかる、悩みや不安を共有し、そこに地域の関係機関や専門職が交わり、大きな輪になって、障害のある人を支えていく姿が見えました。

やまゆり園事件について

急遽、「津久井やまゆり園事件」を受けての、全国育成会としての取組みについて、セミナーの最後に報告されました。

久保会長からは、親としての悔しく悲しい気持ちや、全国育成会連合会としての、声明文や本人向けメッセージ、「手をつなぐ9月号」の表紙作成の経緯と、その後の反響などを報告され、これまでも増して、社会啓発が大切なことと、共生社会の実現に邁進していく決意を表明されました。



関哉弁護士からは、事件の検証が、措置入院と施設の管理体制に偏っていることから、この事件や加害者の発言の背景にある、障害者への差別意識や感情等を検証し、改めて、障害者への差別解消に、国として取り組んでいく姿勢を明確に打ち出すべきではないかと、強調されました。

取組み報告集 「親と知的障害のある子の高齢化に向けて」 500円で販売中!

セミナー参加者にも、大変好評を得た報告集は、各育成会での学習会や、ご家庭で将来を考える時の指南書としても、ご利用いただけます。ご希望、ご関心のある方は、富山県育成会事務局まで、お問合せください。

「参加して良かった」「何をすればいいのかわかった」盛会の内に、セミナーは終了しました。

高齢になりつつある自分、残していく子ども。親として何をすればいいのだろうと、漠然と悩んでいる方も多いと思いますが、今回のセミナーで、少しずつ道筋が見えてきたように感じました。取組み報告集を用いての学習会や、富山県育成会が作成・配布をしている「あんしんサポート」に、わが子の記録を残していくことから、親ができることを、始めてみてはいかがでしょうか。

第49回手をつなぐ育成会東海北陸大会
「だれもがあたりまえに 普通に暮らせる共生社会へ」
 岐阜県高山市 平成28年10月15日・16日

タイムスリップしたかのような古い町並みや、温泉、豊かな自然等、国内外の観光客を魅了する、日本有数の観光都市・岐阜県高山市で、第49回手をつなぐ育成会東海北陸大会が開催されました。

案内時より、来年は富山県での大会開催となるため、大会準備の下見等も兼ね、多数の参加協力を呼びかけたところ、延べ127名(内、本人29名)のご参加がありました。

1日目・分科会、懇親会

- 〈分科会テーマ〉
- ◆はぐくむ
 - ◆はたらく・くらす
 - ◆ちいき
 - ◆けんり
 - ◆こうれい

障害のある人の権利擁護については、障害者権利条約の批准に伴い、「障害者基本法」の改正や、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」等の施行がなされてきました。

しかし、現在も、障害のある人への偏見や差別意識は、まだまだ多くあり、神奈川県相模原市で発生した「津久井やまゆり園」での事件は、未だ記憶に新しいところです。

今大会では、「だれもがあたりまえに普通に暮らせる共生社会へ」をテーマに、この実現に向けて、どのような課題があり、これからどうしていくのかを考える機会となりました。

分科会「はぐくむ」では、学齢期の保護者の方を中心に、つなが

る、広がる、深まる、をキーワードに、基調講演とグループ討議が行われ、「個別の教育支援計画」や「合理的配慮」から、子ども一人ひとりに応じた教育環境づくり等が、熱心に話し合われました。



富山県育成会からは、砺波市育成会の野々垣智加子さんが、グループ討議司会を務められました。

分科会「ちいき」には、全国育成会連合会の久保厚子会長が助言者として登壇。富山県育成会からは、新生苑支部の澤崎誠次さんが、司会を務めました。

吉川かおり氏(明星大学教授)による、「共生できる地域にするためにー必要な視点と方法ー」と題した基調講演では、障害のある人のことを、「○○ができないと、□□ができない人」、こんな人、できないところがあるダメな人、という見方ではなく、「○○



2日目・式典、記念講演

感謝状・表彰状 受章者

【感謝状】

曳田 守 氏
 (社福) セーナー苑
 はるかぜの丘 施設長

清水 由紀子 氏
 元(社福)手をつなぐ高岡
 ワークスタかおか 主任



【表彰状】

戸田 弘子 氏
 高岡市手をつなぐ育成会 理事

大会を通して、「共生社会」の実現のためには、社会や地域全体に、障害のある人のことを、よく知ってもらうこと、理解してもらうことが大切であるという視点がありました。

法律が施行され、地域の中での暮らしの場が整備されても、周囲の人たちの理解や協力がなければ、

があれば、□□ができる人」と、できることがこれだけある人、という見方をする。

できないこと(障害)を見る前に、一人のその人を見る、という視点が、その人らしい暮らしを支援する第一歩となるというお話しが、大変印象に残りました。

分科会「けんり」には、知的障害のある、本人さんたちの参加が目立ちました。

名古屋市の度會俊介さん(本人)は、ご自身や仲間が受けた、学校や職場での差別や虐待の体験談を挙げ、知的障害者のことをよく知らないため、結果的に差別や虐待につながっている、私たちをよく知って、理解してほしいと発言されました。

富山県からは、富山国際大学の村上満教授がシンポジストとして登壇され、障害がある人が、あたりまえに普通に暮らすためには、声なき声をしっかり聴いていくこと、その人の思いを理解するということの大切さを、お話しされました。

ば、「だれもがあたりまえに普通に暮らす」には、まだまだほど遠いと感じられます。

障害があっても、地域の中で心豊かに暮らしていくためには、本人を中心とした、豊かな人垣づくりや、人材育成が求められます。

周囲の方々に、障害のある人たちのことを、どのように伝えていくのか、知ってもらうのか、育成会として考えていきたいと思えます。

第50回手をつなぐ育成会東海北陸大会

(富山県育成会創立60周年記念大会 併催)

今年は富山県で開催いたします!

平成29年10月21日(土)・22日(日)

ご協力の程、よろしくお願いいたします。



研修会

「障害のある人の“暮らし”と“お金”」

講師 又村 あおい氏

全国育成会連合会 政策センター委員・冊子「手をつなぐ」編集委員

(社)日本発達障害連盟 JL ニュース編集長

平成28年11月26日(土) サンシップとやま

講師の又村さんには、これまで研修会や県大会で、様々なテーマでお話しをしていただけてきました。

今回のテーマは、障害のある人の「暮らし」と「お金」です。

暮らしと、お金には、密接な関係があり、暮らし方や働き方、環境の変化等によって、必要になる「お金」の要素は変わってきます。

障害のある人の暮らしに必要なお金、親が準備しておけばよい具体的な金額、公的な制度と私的な備え等を、事例を交えてわかりやすくお話ししていただきました。

まずは、「暮らし」のお話から。障害のある人が利用する福祉サービスは、障害者総合支援法によってルールが決められています。

総合支援法は、概ね3年毎に見直しがされますが、施行から3年たった平成28年、見直しの検討会がもたれ、法律が改正されることになりました(30年4月施行)。

見直しにより、新設されるサービスや、ポイントについて説明されました。

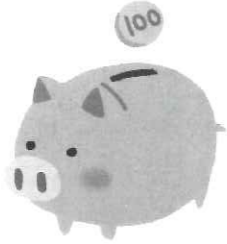
と、地域生活のメドが立つと考えられるそうです。

次に、「お金」を考える時には、年齢の違いを意識しましょう、と児童期(19歳まで)と、成人期(20歳から)に分け、収入と支出についてお話しされました。

児童期と成人期では、お金の要素は全く変わり、成人期になると圧倒的に赤字になってしまいます。

家族同居の場合、家族全体での支出となるため、ピンと来ない親が多いようですが、「親の支援なき後」を意識して、成人の子どものだけの収支を書き出すなどして、必要なお金を把握しておくこと、アドバイスをされました。

最後は、将来に向けた「お金」への対応として、公的制度和私的な備えについて、たくさんのお話を教えていただきました。



— 子の生命 守る母の手 みんなの目 —

— 差別ない 心で広げる 豊かな社会 —

「自立生活援助」(新設)は、地域で単身生活をする障害者のもとに、ヘルパーが週に数回、「見守り」のために訪問し、必要に応じてアドバイスや、家事の支援をします。

「就労定着支援」(新設)。これまで就労までの支援はありましたが、改正では、就労後の支援に目が向けられました。働く能力があっても、生活上の理由で離職するケースが多いため、就労先や家庭を訪問し、生活上の問題にアドバイスや調整を行うなど、安心して長く働くことができるよう支援します。



65歳を迎えた時の「介護保険サービス利用の優先」という仕組みでは、費用負担や、慣れ親しんだ環境からの変化等に、大きな不安がよぎります。今回の改正では、障害福祉サービス事業所が、介護サービスを行える仕組みや、利用

保護者が掛け金を払い、死亡時などに障害のある人へ年金を支払う、「心身障害者扶養共済制度」は、親が65歳未満であり、生命保険に加入できる健康状態にあることが条件のため、若い年代の方にお勧めです。

ある程度のお金がある場合には、税法上有利になる、さまざまな「信託制度」の利用が良いそうです。

子ども名義の預金や、タンス預金は、親が亡くなった時に、税務署のチェックが入る可能性が高いため、契約を結んで、確実に残す方法を考えておくよう助言されました。

また、「保険」を選ぶ際には、ご本人に将来、起こり得る「リスク」を判断した上で、適切な保険を選ぶことが重要だそうです。

年齢、障害の特性や程度、生活形態によって、リスクは大きく異なります。これさえ加入すれば、パーフェクトという保険はないため、重複して加入する事も、リスク回避の手段となります、と示唆されました。

者負担(1割負担)が、償還される仕組みが考えられています。

因みに、今回の見直し検討では、「高齢になった人をどのように支援するか」ということが、最大の論点だったそうです。

知的障害のある人が、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、「法制度」や「仕組み」は、このように整いつつあります。

「手をつなぐ11月号」に、改正点についての、詳しい解説がありますので、是非ご確認ください。

さて、こうした支援を活用して暮らしていくためには、ある程度の「お金(生活費)」が不可欠です。後半は、「お金」のお話しです。

現在、地域生活での一番のツールは「グループホーム」ですが、その利用料をご存知でしょうか? 新築物件の場合、スプリングラー設置費用も含め、建築コストの家賃への転嫁は不可避となります。

次の表は、グループホームを利用した際の収支表(新潟県長岡市の例)ですが、収入から支出を引くと、約3万円のマイナスになってしまいます。

今回の研修会では、具体的な金額を示していただき、制度を上手に利用し、豊かに暮らしていくために、どのように、「お金」を残していくのかを、教えていただきました。

「暮らし」や「お金」については、親亡き後ではなく、「親の支援なき後」を意識し、将来の収支を念頭に置きながら、計画的に考えていく事が大切だと思います。

速報!



6月中旬に、再度、又村さんを講師にお迎えし、児童期、成人期と、日程を分けて研修会を開催します。

年代毎に知っておくべき制度をおさえながら、将来、どのように暮らすのか、その時の収支はどうなるのかなのか、今後いくら必要なのか、「あんしんサポートノート」を用いながら、それぞれのご家庭の状態をシミュレーションし、将来のライフプランについて、一緒に考えてみましょう!

グループホームってどんなところ？ その② グループホーム「見学研修会」

平成28年9月23日（祝・木）

7月末に開催した、「グループホーム研修会」の参加者の中で、希望された方を対象に、見学研修会を開催しました。

今回の見学会のセールスポイントその①は、4箇所それぞれ異なる特色があること。

その②は、休日の見学のため、利用者さん自身、グループホーム（以下GH）で過ごしている方が多く、それぞれのお部屋を見せてもらったり、直接お話しを伺ったりすることが可能、ということ。

小雨模様の中、ご家族、親子、保護者と、いろいろな参加者が、集合しました。

まずは、石動駅から徒歩4分の場所にある、「ホームいするぎ」です。

こちらは（社福）深明会が運営しており、男性8名が利用し、日

中は、隣接する多機能型事業所に通所している方が多いそうです。隅々までピカピカで、掃除が行き届いていることに感心しました。

この日のお昼は、世話人さんと一緒に、みんなで外食にでかける予定とのことで、皆さんのウキウキした様子が感じられました。

次は、そこから徒歩1分。（社福）手をつなぐとなみ野が運営する、「らぶあけぼの」です。

こちらは、1階に認知症高齢者9名、2階に女性6名が暮らす、共生型のGHです。

2階の利用者さんに、「私の部屋、見ていかれ！入ってもいいよ！」と、手を引かれ、お部屋を拝見。

大好きなアイドルのポスターや、CDが並べてあり、毎月模様替えるのが楽しみとのことでした。

1階と2階の交流も盛んで、休

日には一緒に散歩に出かけたり、2階の利用者が、1階の部屋のシーツ交換を手伝ったりしているそうです。



ここから先は、マイクロバスで移動。前回の研修会講師、手をつなぐとなみ野・尾崎さんも同乗され、車内で質問等に応えていただきました。

3カ所目は、女性7名が利用する「ホーム十年明」（手をつなぐとなみ野）です。

こちらの利用者さんは全て、他法人の作業所に通ったり、就労していたりしています。就労してい

る人に刺激を受け、福祉作業所を経て、一般就労に結びついた方もおられるそうです。

雨の休日、利用者さんは共有リビングに集まり、楽しそうに話しをされていました。

最後は、南砺市の「ホームたてのがはら」（手をつなぐとなみ野）。

男性7名が利用しており、隣接する畑で農作業をしている方が多いそうです。男性同士ということですが、普段は各個室で過ごすことが多くありますが、共有リビングにはカラオケセットがあり、休日には、近隣住民の方と一緒に、カラオケを楽しむこともあるとのことでした。

「利用者さんの様子や、お部屋を見せていただいて、将来、自分の子も、グループホームで暮らしていけるかもしれない、利用させてみたいと思いました。」と、ご参加の方は、笑顔でお話しされていました。

実際の生活空間を見たり、住み心地を聞いたりと、充実した約4時間の見学ツアーとなりました。

同じ屋根の下での生活は、共に刺激を受け合い、利用者さんの成長にも繋がっているように感じられました。

官の方に出会いました。

「日頃から、親の後ろ姿を見ているので、よくわかります。今後は一緒にがんばりましょう。」という力強い言葉を、かけていただき、うれしく感じました。

この警察の方からの激励のエネルギーは、育成会員全てにとつて、大変励みになるものです。

新川地区では今後、支援学校の保護者を対象に、警察官から、障害のある人がトラブルに巻き込まれた事例や、親が「こんなことくらいで」と思いがちな、軽犯罪等について、お話しして頂く予定です。

一方的に「知ってほしい」とするのではなく、私たちがお手伝いできることも多々あります。また、私たち、親や家族自身が「知っておきたいこと」を学び、お互いに協力できることを考えていく事もできるはずです。

地域の中には、警察官の他にも、たくさんキーパーソンがいます。

今後、この冊子を用いながら、大きな理解の輪を、地域の中に広げていきたいと思えます。

「警察プロジェクト」の推進について 知ってほしい・知っておきたい 理解啓発活動

昨年度、育成会では、事件の加害者、あるいは被害者として、また不審者や行方不明者として、何かとお世話になることの多い警察の方に、知的障害への理解をお願いするために、この冊子をお届けする活動を、全国一斉に行いました。

富山県育成会においても、各地域の育成会が警察署を訪問し、知的障害の特性や、地域での困りごとをお伝えしてきました。

今年度は、より身近な現場の警察官に、知的障害の特性をよく理解していただくために、「交番・駐在所」への訪問活動を始めました。

県内の交番・駐在所は、全部で147カ所。

警察官は、外回り等で留守にされていることも多く、訪問日の調整が大変だったとのことでした。それでも各育成会の皆さんに

は、障害のある人が困った時、お世話になる時に、「知っておいてもらいたい」という一心で、年末年始のお忙しい中、分担して訪問をしていただきました。

訪問してどうでしたか？

魚津市育成会には、3カ所の交番と、駐在所1カ所を訪問していただきました。

訪問活動、ありがとうございました。

「訪問活動、ありがとうございました。どうでしたか？」

昨年の訪問活動もありましたので、事前に魚津署に伺った際には、親切に対応していただきました。その後、4箇所訪問しましたが、いずれも快く対応していただきました。

訪問の際には、どのようなお話しをされたのでしょうか？

知的障害者は、声をかけられただけでパニックになる人もいますので、静かにゆっくりと対応してほしいとお願いました。



反応はいかがでしたか？

交番は、若い警察官が多いように、真剣に話を聞いていただきました。冊子を読んで、参考にします、とのことでした。

他にはどのようなお話しをされましたか？

障害者や、障害があるかもしれないと感じる人への対応等で、お困りのことがあれば、この地域の人の事ならば、だいたいのことはわかるので、自分に連絡してください、何でも聞いてください、とお伝えしてきました。

偶然の出会いもあったとか！ある交番で、ご両親が育成会の役員として活動されている、警察

学齢期部会研修会

「卒業後の進路選択と就労後の支援」

講師 中瀬 真優美さん

(新川障害者就業・生活支援センター 主任就業ワーカー)

平成28年10月1日(土) サンシップとやま

学校卒業後に、いきいきと豊かな社会生活を送るためには、早い段階から、情報を収集し、ご本人を交えて話し合ったり、考えたりすることが大切です。

また、最近是一般企業の障害者雇用率が高くなっていますが、様々な要因で「離職」せざるを得なくなった時に、どこに相談すればよいかかわからず、大変困ったという話をよく聞きます。

そこで今回は、新川障害者就業・生活支援センターの中瀬さんに、卒業後の進路選択と準備、また、「就労後の支援や相談先」について、教えていただきました。

「障害者就業・生活支援センター」(通称、「ナカボツセンター」)

就業と生活支援の間の点)

在学中には、あまり聞きなれない名称かもしれませんが、障害のある人の暮らしや生活について、総合的な支援を行っているところ

です。中瀬さんも、新川地区の多くの障害のある人たちの「はたらきたい、はたらきつづけたい」という気持ちに心える支援をしてこられました。

卒業後の進路選択については、現在は多様な選択肢があるため、将来の生活を思い描きながら、就業体験を重ね、本人の希望に沿いながら、早い段階から考えることや、事業所の特徴をよく理解すること等が大切とのことでした。

また、最近、希望する方が多い、

— あなたです！ 差別するのも されるのも —

就労については、一般就労、特例子会社、障害者トライアル雇用等と、いろいろな形態があることや、現在の県内の障害者雇用や求人状況等についても、詳しくお話ししていただきました。

福祉サービス利用から就労を目指したい人や、一旦、離職してしまっただが、改めて就労を目指すという人も多くいます。

そのような時に、「就業・生活支援センター」の支援が頼りになります。

センターでは、ご本人の希望に沿いながら、就業に向けた相談、実習や訓練を行い、一緒に就労の場を探します。また、就業後の相談や、職場訪問等による定着支援を行っています。

一方、生活習慣、健康管理、金銭管理などの日常生活、余暇活動等に関するアドバイを行い、はたらくうえで大切な「生活者としての基礎」の構築を重ね、関係機関との連絡調整をしながら、障害の

ある人を支えています。

卒業したから、就業したから、一安心：ではなく、その後も、障害のある人の生活環境は変わり、その都度、対応が求められます。

就業を目指す時、困った時、環境が変わった時、障害のある人を支える「就業・生活支援センター」に、ご相談されてみてはいかがでしょうか。

富山県内の〈障害者就業・生活支援センター〉

〈富山〉 富山市坂本 3110 ☎ 076-467-5093

運営法人 (社福) セーナー苑

〈高岡〉 高岡市博労本町 4-1 ☎ 0766-26-4566

運営法人 (社福) たかおか万葉福祉会

〈新川〉 入善町浦山新 2208 ☎ 0765-78-1131

運営法人 (社福) 新川むつみ園

〈砺波〉 砺波市山王町 1-2 ☎ 0763-33-1552

運営法人 (社福) 溪明会

施設部会 研修会

施設長・保護者会

合同研修会(とやま自遊館)

平成28年12月8日(木)、施設長さん方にご出席いただき、保護者会による研修会を開催しました。

講演

最初に、県厚生部障害福祉課 広域専門相談員の岡田千秋さんより、『障害を理由とする差別の解消の推進に向けて』をテーマに、ご講演いただきました。

なぜ「差別」はなくならないのでしょうか?

例えば、「無知、無理解、偏見」については、ほとんどの人は悪いことをしているとは思っていない。偏見が行動として現れ、結果的に差別になっていることに気づくことが大切です。

どこまでが許されて、どこから差別となるのか? 「差別」の考え

方や感じ方は、人それぞれに違いがあり、立場や状況によっても、とらえ方は異なります。

その「ものさし」となるのが法律や条例なのです、と大変わかりやすくお話ししていただきました。

相模原の障害者施設での事件に接して、生命や尊厳とどう向き合っていけばよいのでしょうか?

何かを持っているから優れているという価値観ではなくて、人間として、ただ存在していることに意味があるという価値観、能力などによって人間を評価し差別しないこと、存在そのものに敬意を払うことの大切さを訴えられ、その人らしさを尊重し、人権への感受性を高めることが、共生につながっていくことを示唆されました。

施設長さんの意見交換会

やまゆり園の事件を受けて、施設での防犯の考え方や、職員の方のケア等について、施設長さん方から、口頭考えていることや取組状況などをお話ししていただきました。

事件後すぐに、各施設では、安

全管理の徹底を職員に周知するとともに、安全管理対策のチェックなどを実施されました。

防犯設備については、できる限り整備する必要があるものの、それですべてが解決できるというものではないこと、門扉の開錠時間を制限すると、これまで進めてきた「地域に開かれた施設づくり」に逆行とならないか心配、むしろ、地域に開かれた施設の方が安全ではないのか、という声も聞かれました。

皆さんの根底にある、障害者も当たり前地域の中で普通の暮らしができるようになればと思う熱い気持ちが伝わってきました。

保護者会からは、一般の方々に対して、どのようにアピールしていけばよいのだろうか、或いは、職員のストレスを溜めないよう、チェック体制も必要でないか、などの発言もありました。

最後に、講師の岡田さんから、特異な事件ではあるが、報道を通して、いろんなメッセージが流布され、賛同する声も含まれていたことについて、コメントをいただきました。

誰の中にも潜む差別意識というものがあること、異なる意見はあって当たり前と思ひ、「偏見」

を具体的な行動としての「差別」へ持っていくかのために、どうしたらよいのか。

自分の中の偏見を見つめ直し、誰もが障害者になり得ることも理解して、人権尊重意識を高揚させることが課題ですね、と助言されました。

昨年10月2日に開催しました、「障害者の人権や尊厳に関する県民大会」では、多くの障害者団体や障害のある本人たちから、障害によって分け隔てすることのない共生社会を願って、強いメッセージが発信されました。

共生社会づくりには、障害のある本人たちや家族の思いを、粘り強く訴え続けていくことが大切です。

これからますます高齢化が進み、多様な社会へと進展しますが、育成会としては、地域の中で我が子を託せる社会づくりを進めるため、障害者に対する理解がより深まるよう、共に手をつないで、いろんな機会を通じ社会に訴えていきます。



一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
富山県知的障害児者生活サポート協会
 からののお知らせ

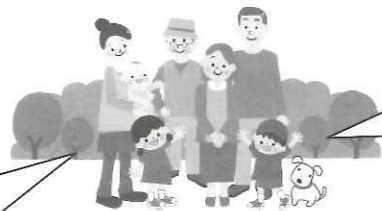
日頃より、生活サポート総合補償制度にご加入を賜り誠にありがとうございます。
 さて、平成28年度生活サポート総合補償制度が、平成29年4月1日にて満了日となります。
 「所属先・住所・氏名・電話番号等に変更がある方」、「契約者を変更されたい方」、「補償制度を継続されない方」は、近々、お手元に継続のご案内が届きますので、同封のハガキにて手続きをお願いいたします。
 また、今年度よりスタートしましたBプランへの変更もハガキにて手続きが可能です。
 この機会に、プランを見直してみてもいかがでしょうか？

「加入していてよかった！」加入者からの声

40代 女性

マラソン大会に参加中
 転倒し腕を骨折。

骨折の完治には時間がかかりましたが、保険に入っていたため、十分な治療を受けることができました。



10代 男子

既往症のてんかん治療のため
 40日入院。両親が付き添い介護。

発作が続き入院しました。仕事を休んでの付添いで入院費用も思った以上に負担でしたが、保険に加入していたので助かりました。

肺炎で7日間個室に入院し、付添った場合
 (Aプランの場合、Bプランの場合)



プラン・掛付け金	Ⓐ 17,000円 (免責3日)	Ⓑ 23,000円 (免責1日)
①入院一時金	5,000円	6,000円
②入院諸費用	1,000円×4日= 4,000円	1,000円×6日= 6,000円
③付添介護費用	8,000円×4日= 32,000円	8,000円×6日= 48,000円
④差額ベッド費用	3,000円×4日= 12,000円	3,000円×6日= 18,000円
入院給付金の合計	53,000円	78,000円

他に個人賠償責任保険金の限度額は、Ⓐは1億円 Ⓑは3億円など

お問い合わせは、下記までお気軽にご連絡ください

富山県知的障害児者生活サポート協会
 電話 076-441-7161 FAX 076-441-7255 (平日9時30分～16時30分)
 担当代理店 ジェイアイシー金沢
 電話 076-223-0323 FAX 076-223-0368 (平日9時～17時)

迎春
本人活動部会のメンバーの「わたしの、じまん!!!」

氏名 戸田 幹 夫 佳

9年間、同じ職場で働いています。
 まじめで、元気が良いと言われています！
 <西井陽平>

消防署の清掃で、「毎日綺麗で、気持ちよく使用ができる」という言葉をかけていただく事で、仕事にはりあいを持って働いています。
 <西田加代子>

鉄道写真を撮ったり、東北旅行をしたりしているのが僕の自慢です。
 <前田孝志>

仕事を休まずに続けています。
 <中村章子>

自分で自分のことが出来る事です。
 <寺島美奈子>

朝のパン工場の仕事を、毎日がんばっています。 <米田和美>

仕事を頑張っていることです。
 <清水明日美>

僕は、いつも笑顔でいることが自慢です。
 <坊坂隆>

毎日元気に、仕事を頑張っています！
 <此川智洋>

小さい頃から花を見るのが大好きです。花を育てることも大好きです。
 <林 真由美>

だれにでもきちんとあいさつができます。
 どんな仕事でも、きんちょうをしてくる事ができます。
 けんかをしないで友達となかよくできます。
 お母さんとお父さんを大事にしています。



健康で、仕事ができ、友だちも沢山できて、楽しい毎日を送っています。
 <三井尚彦>

僕は、パソコンが得意です。ブログ作成、個人だよりも作成しています。写真加工もしています。 <朝野広明>

仕事や飲み会でワイワイ騒いで、ストレス解消できます。 <黒田哲也>

トーンチャイムの演奏をしています。とてもきれいな音色を出せます。 <浅岡由木子>

いろいろなことにトライしています。続ける力、パワーがあります。
 <廣世美帆子>

4月に、職場のかんきょうせいび部長になり、そうじを頑張っています！
 <広川康幸>

みんなを守ろう 子どもと老人

運動は心の広さのパロメーター

富山県育成会の会員になりませんか!

知的障害のある本人たちの権利擁護を推進し、誰もが安心して暮らせる共生社会づくりを一緒に進めましょう。

正会員

障害のある人の保護者や家族

年会費 5 千円 (1 世帯)

市町村支部や施設保護者会でさまざまな活動を行っていただきますので、市町村支部等にもご入会をお願いします。

賛助会員

育成会の活動を理解、応援して下さる方を募っております。

年会費

特別賛助会員 1 口 3 千円

賛助会員 1 口 1 千円

ご入会いただいた方につきましては、29 年 5 月発行の会報にご芳名を記載させていただきます。(匿名でも結構です。)

お礼



富山県保育士会様より、今年もたくさんのタオルをいただきました。

作業所での自主制作製品に利用するなどして、大切に使用させていただきます。どうもありがとうございました。



元気の出る情報・交流紙

機関誌「手をつなぐ」

4 月号から購読してみませんか?

全国手をつなぐ育成会連合会が編集・発行する機関誌「手をつなぐ」は、知的障害のある人の生活に関する問題や福祉施策の最新情報、全国各地の先進的な取り組みなど、情報が満載です。

平成 29 年度 (毎月発行) は 3,900 円でお手元に届きます。

※年度途中での解約はできません

育成会の動き

期 日	内 容	期 日	内 容
[報告]		[予定]	
12/2(金)	障害者週間キャンペーン (街頭)	2/26(日)	学齢期部会研修会 (サンシップとやま)
12/4(日)	本人部会 (サンシップとやま)	2/28(火)	事業所部会・施設部会 (サンシップとやま)
12/8(木)	施設部会「全体研修会及び施設長懇談会」 (自遊館)	3/2(木)	全国育成会連合会 行政説明会 (東京)
12/16(金)	障害者虐待防止権利擁護研修会 (ボルファートとやま)	3/3(金)	全国育成会連合会 代表者・事務局長合同会議 (東京)
12/22(木)	県社協第 231 回評議員会 (県民会館)	3/3(金)	全国育成会連合会 育成会フォーラム (東京)
1/11(水)	県小学校長会・中学校長会 (教育記念館)	3/4(土)	地域福祉フォーラム in TOYAMA (高岡文化ホール)
1/23(月)	理事会 (とやま自遊館)	3/16(木)	理事会 (サンシップとやま)
1/26(木)	県特別支援教育研究協議会 (高志会館)	3/16(木)	サポート協会理事会 (サンシップとやま)
2/8(水)	県障害者雇用推進会議 (県民会館)		